

都営新宿線 瑞江駅における水害時の避難確保・浸水防止計画

平成30年 3月 1日

東京都交通局

(計画の目的)

第1条 この計画は、水防法第15条の2第1項を踏まえ、地下鉄駅構内の利用者等の水害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることを目的とする。

(計画の対象範囲)

第2条 都営地下鉄新宿線瑞江駅（以下「瑞江駅」という。）構内を中心とした接続ビル等連絡出入口を包含した範囲とする。

(計画の適用範囲)

第3条 この計画は、瑞江駅に勤務又は施設を利用する全ての者に適用するものとする。

(近隣施設の関係者との相互連携)

第4条 この計画及びその訓練の実施に当たっては、瑞江駅に近接する施設の関係者と、情報の共有その他の相互連携に努めるものとする。

(自衛水防組織の設置)

第5条 浸水危険時に迅速かつ効果的な対応を図るため、自衛水防組織を設置し、あらかじめ体制や任務を定める。

2 自衛水防組織の教育及び訓練については、第12条に定めるとおりとする。

(防災体制)

第6条 前条第1項に定める自衛水防組織は、次の目安により必要に応じて注意体制、警戒体制及び非常体制をとるものとする。

(1) 注意体制確立の判断時期

- ①大雨洪水注意報が発表されたとき。
- ②河川の氾濫注意情報が発表されたとき。

(2) 警戒体制確立の判断時期

- ①避難準備情報が発令されたとき。
- ②大雨洪水及び高潮警報が発表されたとき。
- ③河川の氾濫警戒情報が発表されたとき。

(3) 非常体制確立の判断時期

- ①避難勧告等が発令されたとき。
- ②大雨及び高潮特別警報が発表されたとき。
- ③河川の氾濫危険情報が発表されたとき。
- ④浸水の前兆を確認したとき。

2 前項に定める注意体制、警戒体制及び非常体制確立時の活動内容及び対応組織は次のとおりとする。

| | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応組織 | |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|
| 注意体制 | <ul style="list-style-type: none"> 大雨洪水注意報発表 河川の氾濫注意情報発表 等 | <ul style="list-style-type: none"> 注意体制を確立した旨を各班に連絡 | 統括管理者 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 洪水予報等の情報収集 | 連絡通報班 | |
| 警戒体制 | <ul style="list-style-type: none"> 避難準備・高齢者等避難開始の発令 大雨洪水及び高潮警報発表 河川の氾濫警戒情報発表 等 | <ul style="list-style-type: none"> 警戒体制を確立した旨を各班に連絡 | 統括管理者 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 洪水予報等の情報収集 | 連絡通報班 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 利用者への発表情報等[*]の周知 | 避難誘導班 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 浸水防止措置に使用する資器材の準備 | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 避難誘導に使用する資器材の準備 | | |
| 非常体制 | <ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令 大雨及び高潮特別警報発表 河川の氾濫危険情報発表 浸水の前兆を確認等 | <ul style="list-style-type: none"> 非常体制を確立した旨を各班に連絡 | 統括管理者 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 避難誘導指示 | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 浸水防止措置指示 | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 洪水予報等の情報の収集及び周辺の浸水状況の把握 | 連絡通報班 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 利用者への発令内容、避難実施等[*]の周知 | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 避難誘導の実施 | | 避難誘導班 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 浸水防止措置の実施 | | |

※ 災害時要配慮者については、早期避難や利用者への移動時の協力の呼び掛けを行う。

(情報収集)

第7条 収集する主な情報及び収集方法は、次のとおりとする。

| 収集する情報 | 収集方法 |
|---------------------|-----------------------------------------|
| 気象情報 | テレビ、インターネット等 |
| 洪水予報、水位到達情報 高潮予報 | 江戸川区からのファックス、メール（江戸川区メール配信サービス）、インターネット |
| 避難勧告、避難指示（緊急） | インターネット |

2 江戸川区から洪水予報及び水位到達情報の伝達を受ける方法は、次のとおりとする。

(1) 情報はファックスにより受信する。

| |
|---------|
| 設置場所 |
| 新宿線本八幡駅 |

(2) ファックスを受信した場合は、次の連絡先に受令確認の電話連絡を行う。

| |
|-------------|
| 連絡先 |
| 江戸川区防災危機管理課 |

(3) 江戸川区メール配信情報による情報収集

事前登録を行い、情報収集を行う。登録方法は以下のとおり。

※江戸川区メール情報配信サービス

えどがわメールニュースは、災害情報、災害に関する情報等をパソコンや携帯電話メールを利用し各種情報を配信するサービス。

■登録・変更・解除方法

江戸川区ホームページより、登録・解除を行う。パソコンや携帯電話に変更があった場合は、その都度登録を行うものとする。

3 停電時に備えて、ランタン、懐中電灯、ハンドメガホン等を配備する。

4 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況等、地上の状況について、直接確認を行う。

また、地上部では防災スピーカーや広報車により避難勧告等が伝達されることがあるので、これらのことを踏まえて巡回を行うものとする。

(情報伝達)

第8条 各種情報、地上部の直接確認により浸水が予測されるときには、速やかに情報を伝達し、駅職員全員で共有する。

2 構内放送、掲示板を用いて、気象情報、洪水予報等、避難開始等の情報の周知を図る。

(浸水防止に関する活動)

第9条 止水板等の設置基準は、次のとおりとする。

(1) 大雨及び高潮特別警報が発表された場合

①速やかに統括管理者が指示する出口に止水板等を設置する。

②避難完了後、その他の出口について止水板等を設置する。

(2) 河川の氾濫発生情報が発表された場合

避難完了後、全ての出口について止水板等を設置する。

(3) その他浸水が予想される場合

統括管理者が指示する時期に指示する出口について止水板等を設置する。

(避難誘導)

第10条 避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難誘導の原則

避難誘導は安全、確実、迅速を旨とし、利用者の避難を最優先する。

特に、身体障害者、高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦など災害時要配慮者には最大限の配慮をする。

(2) 避難開始時期

災害対策本部長又は統括管理者の指示により避難を開始する。

(3) 避難場所

利用者を地上の安全な避難場所へ誘導する。

(4) 避難経路

避難経路については、別紙1「都営新宿線瑞江駅避難経路図」のとおりとする。ただし、止水板等を出口に設置する場合、その出口に繋がる階段は使用しないものとする。

(5) 避難誘導方法

①避難する際は、エレベータ及びエスカレータを停止する。

②構内放送及び掲示板を用いて、次の内容を利用者に周知する。

(ア) 駅構内及び地上の浸水に関する情報

(イ) 避難勧告等の発令に関する情報

(ウ) 避難を開始すること。

(エ) 誘導員の指示に従うこと。

(オ) エレベータ等は使用できないこと（階段を使用すること。）。

(カ) 避難と並行して止水板等の設置を行う出口は、避難経路として使用できないこと。

なお、放送文例は別紙2のとおり

③避難誘導に当たっては、避難経路に駅職員等を配置する。

④避難誘導員はハンドメガホンを活用して避難誘導を行う。

⑤災害時要配慮者については、周りの利用者の協力を得ながら避難誘導を行う。

⑥避難経路として使用しない階段の昇り口には進入禁止の措置を講じる。

⑦施設からの退出がおおむね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

⑧停電に備え、避難誘導員は懐中電灯を携帯する。

⑨避難勧告等の発令に際しては、利用者を地上の安全な避難場所に誘導後、駅職員等も避難する。

(避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備)

第11条 施設及び資器材の整備については、次のとおり行う。

(1) 情報収集・伝達、避難誘導及び浸水防止措置の際に使用する施設及び資器材については、次表「使用資器材等一覧」及び「止水設備一覧」に示すとおりである。また、別紙1に止水板の格納場所を示す。

(2) これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

使用資器材等一覧

| 活動の区分 | 使用する設備又は資器材 |
|---------|-----------------------|
| 情報収集・伝達 | テレビ、ファックス、インターネット等 |
| 避難誘導 | 懐中電灯、ランタン、ハンドメガホン、ロープ |
| 浸水防止措置 | 止水板、水のう |

止水設備一覧

| 種類 | 設置場所 | 方式 | 高さ | 収納場所 |
|-----|------|--------|-------|---------|
| 止水板 | A 1 | 落とし込み式 | 350mm | A 1 出入口 |
| 止水板 | A 2 | 落とし込み式 | 350mm | A 2 出入口 |

(防災教育及び訓練)

第12条 駅職員等への防災教育及び訓練は、次のとおり行う。

(1) 防災教育及び訓練の計画

駅職員等に対し、日頃からの防災に対する心構えや、いざという時の対応方法、また、要配慮者への配慮などを教育し、自主防災への積極的な取組を図っていく。

(2) 防災教育及び訓練の内容

駅職員等に対し、次の教育及び訓練を実施する。

①教育内容

- (ア) 避難確保・浸水防止計画の周知
- (イ) 水防に関する情報（気象情報、洪水予報等）の周知
- (ウ) その他、施設の防災管理上必要な事項





②訓練内容


- (ア) 浸水防止訓練
止水板等の浸水防止資器材の取扱いに関する訓練
- (イ) 避難誘導訓練
災害時要配慮者を含む駅利用者の避難誘導に関する訓練

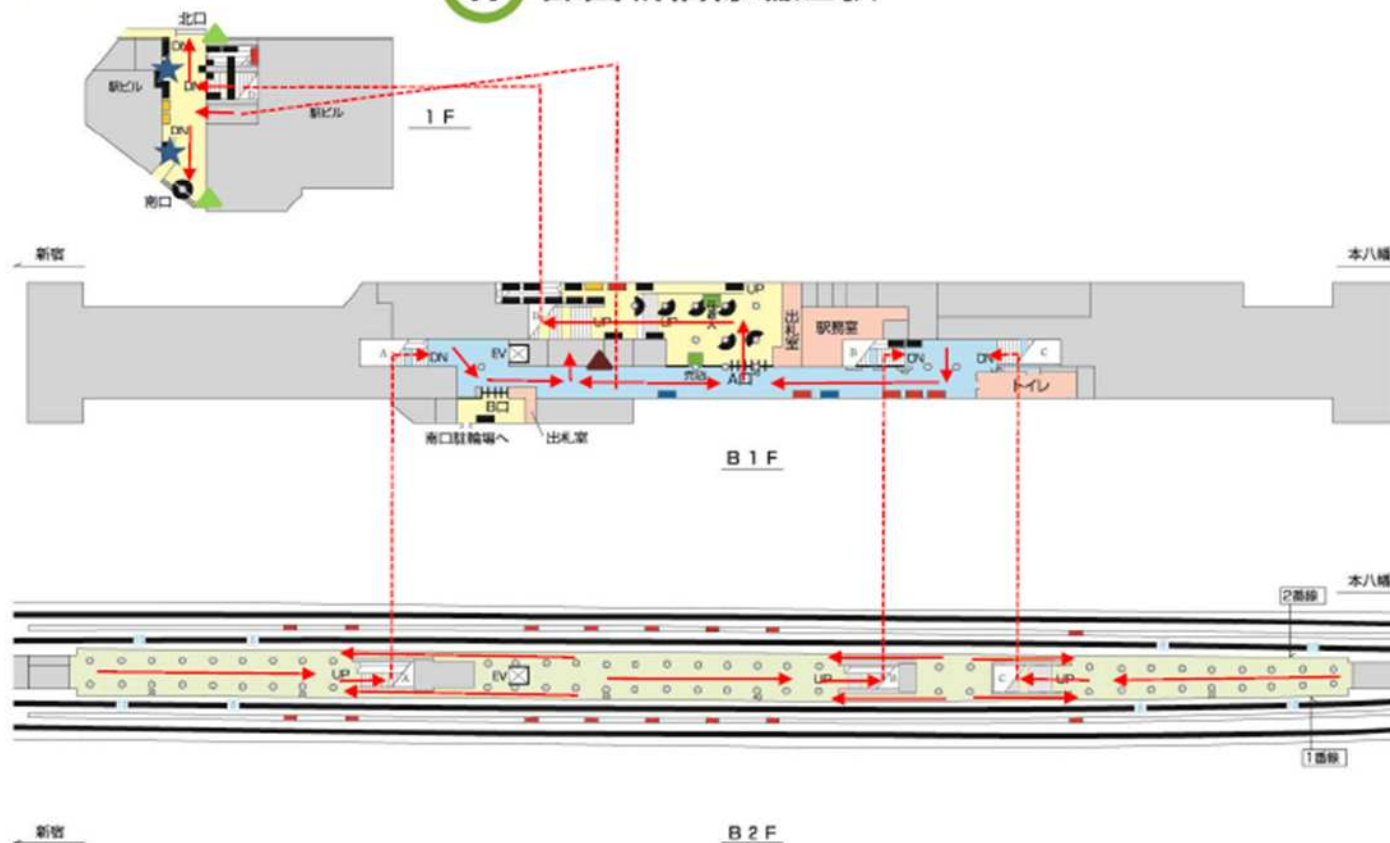
(3) 防災教育及び訓練の実施時期

出水期（6月）を中心に、随時実施する。

別紙1 都営新宿線瑞江駅避難経路図

-  避難経路
-  防水扉設置場所
-  防水板設置場所
-  防水板保管場所

 都営新宿線瑞江駅



別紙2 放送・誘導案内文例

1 駅構内に浸水が発生するおそれがある場合及び発生した場合

(1) 構内放送

お客様にお知らせいたします。現在、地上部は（例 台風）の影響により、道路が冠水しており、駅構内へ流入のおそれがあります。

駅係員の指示に従い階段をご利用のうえ、地上へ速やかに避難して下さい。

(2) お客様の誘導案内

現在、地上部は（例 台風）の影響により、道路が冠水しており、駅構内へ流入のおそれがあります。

駅係員の指示に従い階段をご利用のうえ、地上へ速やかに避難して下さい。

2 避難勧告等発令時

(1) 構内放送

お客様にお知らせいたします。川の河川水位の上昇に伴い、江戸川区より避難勧告（避難指示）が発令されました。

駅係員の指示に従い階段をご利用のうえ、地上へ速やかに避難して下さい。

(2) お客様の誘導案内

川の河川水位の上昇に伴い、江戸川区より避難勧告（避難指示）が発令されました。

駅係員の指示に従い階段をご利用のうえ、地上へ速やかに避難して下さい。